

平成24年第7回南三陸町議会臨時会会議録

---

平成24年7月11日（水曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局長	阿部 敏克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成24年7月11日（水曜日）

午前10時 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第 7 1 号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について

第 7 議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第7回臨時会でございます。本日、気温も上昇しますので、皆さん、健康管理には十分に気をつけていただいて、議会に臨んでいただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第7回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番佐藤宣明君、4番阿部 建君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第6回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、第1回南三陸町復興整備協議会の開催結果と、南三陸町復興整備計画の公表についてご報告をさせていただきます。

今月3日、宮城県庁において第1回南三陸町復興整備協議会を開催いたしました。今回の協議会では、藤浜地区、寄木・葦の浜地区、馬場・中山地区に係る防災集団移転促進事業の事業計画について協議がなされ、関係省庁からの同意をいただいております。なお、この内容を含む南三陸町復興整備計画については、一昨日、町としてこれを公表いたしており、この公表により、当該3地区の集団移転促進事業計画が策定されたこととなります。

今後においても、準備の整ったところから順次、復興整備協議会を開催し、関係省庁の同意を得てまいりたいと考えております。

次に、復興庁との意見交換会についてご報告を申し上げます。

今月7日、宮城復興局において、復興庁と県内の被災自治体との意見交換会が開催され、復興庁からは平野復興大臣、郡政務官などが出席され、被災自治体からは宮城県知事を初め県内の被災市町の長などが出席いたしました。

その席上、各市長及び各町長から、それぞれの市町が抱えている復興に向けた課題等についての説明がなされ、私からは、震災等により多額の負債が生じている公立志津川病院の不良債務の解消について国の財政支援をいただきたく、これを強く要望させていただきました。これに対し、大臣からは、課題として認識しているので、しっかりと対応していきたいとお話をいただいております。今後においても復興を加速させるべく、必要に応じ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、本年度の本町1種漁港施設の復旧工事の発注見通しについてお伝えをさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、本町が管理する1種漁港19港は東日本大震災によりすべて被災いたしており、町では本年度から本格的な復旧工事を行うことといたしております。今議会にも漁港復旧工事に関する議案2件を付議いたしておりますが、今後においても必要な取り組みを加速し、早期の漁港施設の復旧を図ってまいりたいと考えております。

なお、各漁港の復旧工事の発注の予定につきましては、この後、担当課長から説明をいたさ

せますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから発注予定をご説明させていただきたいと思  
います。

行政報告関係参考資料をごらんになっていただきたいと思います。

町で管理している19漁港ございます。基本的には4漁港が拠点漁港ということで指定をされ  
ておりますので、ばなな漁港、葦の浜漁港、荒砥漁港、津ノ宮漁港を優先的に整備したいと  
いうことで、今回、そのうち葦の浜、荒砥につきまして後ほど皆様のご審議をいただきたい  
と考えております。

5月に積算を開始いたしまして、6月の後半に入札を行っております。ばなな漁港、馬場地  
区になりますけれども、馬場地区の物揚場工事を発注して契約をしております。その後、名  
足と中山漁港がございしますが、これは後日また別途に入札を開始したいと思っております。

工程表の中に、7月に契約をして工事着手の表示がございませませんが、大変申しわけありませ  
ん、ここは2段書きに本来はなるべきところでございます。7月に契約をいたしまして、工  
事は7月から開始をするということでご理解をいただきたいと思います。それから葦の浜漁  
港、それから荒砥漁港につきましても、それぞれ同じようなこととなります。今回ご決定を  
いただければ、早速工事のほうに着手をいたしまして、それで9月以降にこういう船揚場等  
がございしますので、それはまた追加で工事を発注したいと考えております。

本年度もワカメの養殖等、2月、3月、繁忙期が予想されますので、何とかそれに合わせる  
ような形で早期発注に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと  
思います。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 開議

---

日程第5 議案第71号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定  
について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第71号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波等の災害時において、著しく危険な区域について当該区域における被害を未然に防止すべく、建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域を指定したいため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回、災害防止の観点から新たに区域設定をする地区につきましては、荒砥、滝浜、長清水地区でございます。

議案関係参考資料の4ページをお開き願いたいと思います。

4ページにつきましては、荒砥の区域の部分でございます。この図面につきましては、着色された部分が今回災害危険区域に予定している区域でございます。荒砥地区につきましては、志津川字蒲の沢、平貝、北の又、権現、深田、この5つの字となっておりますが、面積にしますと10.9ヘクタール、筆数にしますと220筆について、新たに災害危険区域として指定す

るものでございます。

次の5ページ目から8ページ目にかけては、荒砥地区のそれぞれ沢といいますか、その拡大図となっておりますので、参考までにごらんいただければと思います。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。滝浜地区でございます。滝浜地区につきましては、戸倉字若宮、字滝浜、この2つの字でございます、面積につきましては5.5ヘクタール、137筆について新たに設定をするものでございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。10ページにつきましては、長清水地区でございます。既に藤浜地区、寺浜地区でそれぞれ一部を字として指定しております。長清水字、あと小細谷、この地区に区域設定をさせていただくものでございまして、面積が7.0ヘクタール、137筆を今回追加するものでございます。

今回設定する土地の所有者につきましては、6月20日及び21日にそれぞれ地区において所有者に対して説明会を行いまして、一定のご理解をいただきましたことから今回提案したものでございます。

なお、条例施行日につきましては、8月1日とさせていただいております。

今後におきましても、特に浸水区域界の方々の再建意向、そういったものも踏まえつつ、説明会などで丁寧にご説明をしながら区域設定を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、11ページから18ページまでにつきましては、それぞれの字におきます区域を地番として改正案でお示ししております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この危険区域の設定につきましては、ほかの市町村の取り組みから比べますと、我が町の事務処理といいますか、住民に対しての説明というのは大変すばらしいものがあると感じております。といいますのは、お隣の気仙沼市なんですけど、この件に関しまして非常に市民のほうからいろんな苦情が出ておまして、私、南三陸の議員なんですけど、気仙沼市民からの問い合わせといいますか、大分来ております。多分、町のほうにも来ているんじゃないかなという感じはいたしておりますが、そういった面から我が町のこの取り組みについては大変すばらしいというふうに感じております。

今回も追加になって、面積もふえたわけなんですけど、今後も見通しといいますか、また指定にする区域が出てくる可能性があるのかどうか。この震災を受けた土地から見て、大体何%

ぐらい、あるいは希望された方々、100%要望にこたえたのかどうか。その辺のお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、災害危険区域の設定の考え方につきましては、あらかじめ議会のほうにもお示しをさせていただいて作業を進めているところでございまして、被災者支援という観点もございまして。丁寧に地区において説明をした上で設定をしている関係上、やや作業が当初よりはおくれているという部分は確かにございます。全体で作業を終えたいというふうに考えていますのは、9月の定例会に最終的にはすべての地域において区域設定をさせていただきたいというふうに、作業もそれを目標に進めております。

今後も順次、臨時議会等もございましたら追加できるように鋭意努力させていただいておりますし、同時並行で地域の海岸の構造物の高さ、今後の道路計画、そういったものを反映させたシミュレーションを展開しながら地域説明にも当たっている状況でございますので、いずれにしても9月定例会には何とかすべてを終わらせたいという予定でございます。そのことが集団移転そのものの計画策定とダブらせて、並行して9月中にはそちらの計画も完了したいという目標で現在も進めております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私も前者と同じように、危険区域設定のところで、気仙沼市で大分問題になっていましたことで、町内ではそういうことがないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、示されないのは志津川地区の市街地なんですけど、これはいつごろに示されるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 前者の14番議員の回答でちょっと不足しておりましたので、ダブる部分もありますが、改めてご回答させていただきます。

震災復興計画書によりますと、町全体の浸水区域というものが1,145ヘクタールあるという記載をさせていただいております。これは国土地理院の調査結果に基づく数値でございますので、いずれ1,145ヘクタールまではいかないものの、全体では1,000ヘクタールほど災害危険区域として指定が出てくるものと見込んでおります。筆数についてはちょっとわかりかねますけれども、大体それぐらいのボリュームになるのかなと思います。

それと、志津川地区の区域設定ですが、現在、市街地の道路構成等もほぼ決まってきました、

国道45号、398号、そういった部分がほぼ計画を煮詰めてまいりましたので、現在、津波シミュレーションというものを回しております。1カ月ほどかかるものですから、いずれ議案として提案させていただくのは9月定例会になるものと思われまます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そういう、町内では気仙沼で問題になったようなことはない、ということに理解してよろしいんですね。ちょっと浸水区域でないところで住もうと思ったら、それを指定されたとか、その反対のこともありましたので、相当されていまして、その辺ちょっと心配しておりました。その辺もう一度確認したいと思います。

それから、町内ですが、住民から本当にいつ示されるんだと、住むところと店を別々な形にするのか、それとも一緒にできるのか、その辺が道路との関係、かさ上げして、自分の今やろうと思っていた店がどの辺まで使えるのかとか、そういう心配がありますので、ぜひこれ急いで、先ほど9月定例会までには示されるということなんですが、町民にわかりやすく一つ一つ丁寧に説明してほしいなと思っております。その辺もう一度お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今のところ、再建支援の各種制度で活用する方で危険区域を外されているという方については現在ところございません。

志津川地区につきましては、今月の末に危険区域もあわせて都市計画の案も含めてなんですが、説明会を予定させていただいております。あと、それぞれの地区におきましては、その都度、集団移転の事業と絡めながら危険区域の説明会を順次開催していくという予定になっております。

それと、住むところと商店がどうなるのかという部分につきましては、志津川市街地の場合、住民意見をもう少し反映させるべく、まちづくり協議会というものを立ち上げようということで今、準備委員会を組織して検討させていただいております。来月には設立に向けた総会というものを立ち上げることになる予定にしておりますが、そういった中でも下の低地の土地の利活用とか、そういった部分も意見を反映させるといいですか、議論を高めていきたいと思っておりますし、個別の案件につきましては、どうぞ当課のほうにお寄せいただければ、今の計画状況については丁寧に説明をさせていただいておりますので、そういった方がおれば当課のほうに問い合わせいただければなおありがたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） まちづくり協議会をつくって、まちづくりをきちんとやるというお話

ですが、商店の方たち、大変心配しております。今まで築き上げていたもの一切流されて、また今、下のほうに商店を持つとなると不安だと、そういう話もありますし、それから道路との関係で非常に不安に感じている人たちもおります。今、商売したいんだけど、この道路はどうなるんだろうかと、自分がここに店を持つことができるんだろうかと心配している人たちもおりますので、個別にきちんと対応してくれるということなので、その辺も含めてぜひ細かな説明をお願いしたいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 本議案に関連をいたしまして、お伺いをしたいわけですがけれども、前者は非常に仕事を一生懸命やって随分進んでいるというお褒めの言葉があったようです。私はその反対なんです。ということは、当初、新聞紙上、報道でいろいろと話題になりました伊里前地区の高台移転、それが一体どうなっているのか。一番にモデルだなんて騒いで。その進捗状況、現状について詳しく説明をいただきたい。

それからもう1点、戸倉地区、これもまた大した大騒ぎした。議会で否決をされたものが、ありがたいことに土地をいただいたと。戸倉の方が大喜びで、戸倉部落が90%もあのゴルフ場に行くがごとき説明がなされてまいりました。そのような内容から、私たちはいつ一体、イの一番に住民が希望なさっている戸倉、高台移転がなぜおこなわれているか。なぜおこなわれているか、両方ともその内容についてお伺いをしたい。現時点で一体何人ぐらい、この地区を希望しているのか。

それから、当然経費等も算出されているだろうと思いますが、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、伊里前地区の高台移転の状況でございますけれども、まちづくり協議会を12月に立ち上げまして、その後、協議会の中で候補地を2つにすべきというお話も出てきまして、現在も枳沢地区、それと当初から予定の吉野沢団地手前の伊里前契約会の土地、この2地区に候補地という部分を決めまして、どちらに移転するかという住民の意向確認を先般やっとなおと終えたところでございます。大体、まだ集計が未確認の方もございますので、85%ほどの回答の状況の中では、ほぼ半々ぐらいの移転の予定戸数となっているようでございます。その移転戸数がある程度確定された中で、それぞれ設計に移らせていただくというスケジュールになっております。今年度中には設計をすべて終わらせたいという状況でございます。

それと戸倉地区、いわゆる西戸、折立、水戸辺、在郷、この4地区につきましても、伊里前地区同様、集団移転への参加意向の確認をとらせていただいております。こちらはまだ未回答の方を鋭意詰めつつある状況ではございますが、集団移転として100軒ほど参加する意向を示されているようでございます。

それと、災害復興住宅入居者の方々が50から60ぐらいございまして、その配置計画といったものを現在煮詰めているところでございまして、スケジュール的には伊里前地区と同じぐらいのスケジュールで進めていこうという状況でございまして、今年度中には実施設計まで終わらせたいという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 伊里前地区は何人なのか。何名ぐらい。当初は240何戸、その中で100戸ぐらい高台移転を希望するのかなというようなアンケート結果が示された、そういう記憶をいたしておりますが、現時点の状況を話してくださいと言っているわけですけども、何名の半々なのか。その辺をもう一度。

それと経費、高台移転、何ぼかかってもいいというものではないですから。片方が1,000万できて、片方が100坪つくるのに4,000万も5,000万もかかると、そのようなアンバランスになりはしないかと。それらについて、公平性、平等性、それらをお聞きしたいなと思ったわけです。もう一度、私はできるだけ詳しくということを質問しているんですから、わからなければいいですよ、わからないで。答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 伊里前地区につきましては、ちょっと正確な数字、今資料がございませんのであれですが、それぞれ55軒ぐらいと聞いております。ただ、まだ15%の方は意向を示されていないということで、その聞き取り等の調査を現在も進めております。55戸ずつといいますと、伊里前地区として集団移転としては110戸程度というふうな戸数になっているようでございます。

当初、住宅地として1つの団地に120戸ほど集団移転の戸数が出てくるだろうという見込みの中では、33億ほどの全体の事業費を見込んでおりました。今回2カ所になることによりまして、当然経費的には柘沢地区の候補地がどちらかという土量が多いものですから、やや割高にはなるものの、正確な戸数が決まった段階で、伊里前地区の事業として、2つ合わせて算出しますので、2つそれぞれに事業費のバランスが崩れるというご指摘も議員のほうからされましたけれども、あくまでも伊里前地区としてのみなし方をして事業費を算出して

きたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 伊里前地区、当初1カ所ということですね。テレビなども、契約の方々がどんどん取材をして、すぐにもイの一番に県のほうでは新聞紙上ではモデルにするんだなんていう話もありました。そのことでお伺いしたわけですが、随分おくらしているなどという感じがしないでもないわけでありまして。33億ということでありまして、2カ所ですね。伊里前地区につきましてはおおよそ、ただ柘沢地区はこの33億のうち25億は柘沢に行って、10億はこっちなのかわかりませんが、ざっと考えても3,000万だ、1戸。3,000万、おおよそね。私の記憶では100戸ないんだけど。いいです、それは。

それで戸倉地区、現段階の予算等はどういう見積もりをいたしているのか、伺います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 戸倉地区の現在の計画の中では、こちら120戸ほどの移転という中で検討させていただいている中では35億ほどの積算となっております。あくまでも計画段階の金額でございますが、大体、伊里前地区より若干多く見ている部分はありますけれども、土地そのものの全体の面積等も広くて、いろんな関連施設も含めての測量計画も必要かということで、こちらのほうが少し高くなっているような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 時間も時間ですけれども、1点確認の意味合いにおいてお聞きしたいと思います。

災害危険区域に指定されますと、次は買い上げという問題が出てくるわけです。この買い上げの問題で、実は先般、3日4日前に私のところに1通の電話が入りまして、及川さん被災されましたねと、今後の予定はどのように考えておるんですかという電話で、女の声なんです。お姉ちゃん、何の何で電話よこしたのやと聞いたら、私はランドブレインという会社なんですけれどもと言うんですね。何だ、ランドブレインって。私も知っていましたが、お姉ちゃん、どこからこの電話、東京かと言ったら、入谷からだと言うんですね。私、ランドブレイン、後で聞いたら、今、入谷のほうに、前は平成の森にいたのが引っ越したという話なんです。それはそれとして、ちょっとそのランドブレインの関係がどういうことなのか、私よく存じませんが、突然そういう電話が入ってきた。その中でいろいろアンケートをとっているんですということですから、私も答えました。私のがけ近事業で独自に再建しますからという話をしたんです。そこまでよかったんですが、跡地は売却されますか、それ

とも売らないんですかという質問なんですね。お姉ちゃん、あのさ、がけ近で移っても、跡地買い上げてくれるのかと言ったの。そしたら、一瞬ぎくっとしたようで、黙ってしまったんですね、そのお姉さんは。おれの記憶では防集のほうは国で買い上げるという話は聞いているけれども、がけ近は対象にならないというような話を聞いているんだけど、それ確定したのか、買ってくれるのかと言ったら黙ってしまいましたね。あるいは国で買わなければ町で買い上げることになったのかと私、逆に質問したら、その辺のところはもう一回勉強しますからと、こう言うんですね。もう一回確認をしてからと。あのな、お姉ちゃんな、人を惑わせるような話、語るでねえぞということを申し上げたんですが、はてさて、私のほうが逆に知らないでいるのかどうか。国が買い上げないなら町で買い上げるという方針が出てきたのかどうか。そのランドブレインと町の関係というのは一体どういうものなのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ランドブレインは歌津地区を担当している、町から委託されたコンサルタント会社でございます。4社のJVで、歌津担当はランドブレインという会社が行っております。集団移転の参加意向の確認書というのを伊里前地区とっているんですが、それを提出されなかった方についてはそういった形で聞き取りでやっているという状況でございます。かけたほうが制度をしっかりと熟知していない状況で、今のお話を聞きますと、ちょっとかけているのかなという認識をいたしましたので、しっかり指導はしたいというふうに思います。

それと買い上げの関係でございますけれども、個別移転だからといって買い上げないと、買い上げができないということではあくまでもございません。集団移転事業で買い取るわけでございますが、集団移転事業の場合、移転促進区域、移転を促進させるべき区域であるという区域をまず定めます。大体、それイコール災害危険区域という認識をいただいても結構かと思えます。その移転促進区域内に囲まれた区域につきましては、集団移転に参加しようが、がけ地近接で個別に移転しようが、自力で移転しようが、防災集団移転促進事業の中で宅地については買い上げていくということについては変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 先般、町のほうで708万円のがけ近の事業、708万円の利子補給は肩がわりをするというような独自の申請を出したわけですね。そのことによっても実質的に事業促

進にはゴーサインが出たというふうに私は解釈するわけですがけれども、当然そのことによって今度は跡地という問題がクローズアップされてきているわけですね。そうした中に、こういったアンケート調査が入って、あたかもそれを買うような話になっているわけですね。そのことが正しいことなのかどうかということです。売るということであれば、間違いなく買い上げますということなのかどうか、そのご返事をいただきたいということです。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回、聞き取りもそうなんです、参加意向確認書というものをとっている中にも、浸水した従前の宅地はどうしますかといったような質問の部分がございましてけれども、出されたからといって必ず買えるかどうかというのは当然のことながら移転促進区域内の確認もしなくてはならないですし、宅地なのかどうかという部分も改めて確認した上で町のほうで買い取りを承諾する旨の通知を出す予定にしております。詳しくは来月初めに高台移転のまちづくりニュース第4号を発行する予定にしております、その中で今後の買い取りの進め方、そういったものも記載しておりますので、申し出をしていただいて、町が審査して確認をして、あとは買い取れるものは買い取れるというような決定を申請の方に出すという流れにおおむねなるんですけども、それについて詳しく紹介をさせていただくものを発行する予定になっております。先ほど8月と言いましたけれども、7月15日に発行する予定にしております。その中では、今、議員ご指摘のがけ地近接等危険住宅移転事業の制度の進め方、そういったものも改めて、こういった添付書類が必要で、こういった流れで手続をしていくのかといったものも紹介しておりますので、そちらで確認していただければと思います。

ただ、勘違いされて、農地まで含めて買い取りの申し出を出されたときには、町のほうでは宅地と一体的に使っている農地というのであればいいんですけども、農業用の目的にしているのが農地でございまして、復旧をすれば利活用できるというものについては基本的には買うことはちょっと不可能かと思っております。そういった部分の審査をさせていただいて、本人に決定の通知をお知らせすると。その際は、当然、価格というものも含めて提示をさせていただくというふうな流れになっております。その辺はニュースのほうをごらんいただければありがたいと思います。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第72号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した菫浜漁港の物揚場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部についてご説明申し上げます。

工事名は先ほど申しましたとおり、菫浜漁港物揚場復旧工事でございます。工事場所は歌津字菫の浜地内でございます。

工事概要といたしまして、3カ所ございますが、合わせまして184.4メートルの復旧工事となります。沈下量が約90センチございますので、90センチかさ上げをするという内容でございます。

制限つき一般競争入札ということで公告を出したところ、以下の5者から入札参加……（「参考資料」の声あり）申しわけございません、参考資料の19ページにあります。申しわけございません。その入札がございまして、最低価格を入札いたしました阿部伊組と契約を締結するものでございます。

工期は25年3月25日までとしております。

20ページをごらんになっていただきたいと思います。そこに平面図がございます。上が陸域側で、下が海側ということになります。赤で着色している部分が今回の工事箇所になります。全体で184.4メートル、そのうち物揚場といたしまして121.4メートルでございます。両側にそれぞれ小口止めの護岸がそれぞれ東側に45.1メートル、西側に17.9メートルほど設置いたします。

一番最後の23ページをごらんになっていただきたいと思います。そこに標準的な断面が載っております。今回、沈下量に相当する分、かさ上げをするわけでございますが、既設の構造物にそのままかさ上げをいたしますと、安定計算上、地震時に転倒するおそれがございますので、前側に1メートル腹づけをして沈下した部分までかさ上げをするという工事になります。

それと、これまでもかさ上げをした部分あるんですけども、そうしますと打ち継ぎ目の部分がどうしても侵食が早くて、後々不安定な構造物になってしまうということもございますので、構造物の安定上、それから後々の維持管理を考慮いたしまして、前面に1メートル腹づけをして施工するというところで、今回そういう工法を採用しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 議案第72号であります。今いろいろ担当より内容について説明がなされましたが、この議案の仕組みといいますか内容といいますか、工期が示されて、今までもそうだったろうと思いますが、やはり議案には工期が付されたほうが議決が、説明するのありますからですが、私たちもともと歌津では契約書そのものをコピーして出してもらったりしていたわけですが、これは今後において工期、それらを議案の中に記入すべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、3月25日、工期、これは現段階では年度内に終了するんだというような考えを持っているのか。最初からこれ、繰越明許もんだと考えているものか。その辺、その2点について伺います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 工事請負関係の議案の内容でございますけれども、これは昭和25年の行政実例に基づいて議案を提出しておりまして、議会に提出する工事請負契約の議案には

4つという、そういった定めがございます。契約の目的、契約の方法、契約の金額、契約の相手方、この4項目が議会の議決案件ということで行政実例に定められておりますので、そういった形で提案をさせていただきます。

ただ、議員から工期ということも必要ではないかということでございますので、お手元の参考資料に今後そういった工期の部分についても記載をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 完成期日のことでございますけれども、先ほどお配りした資料の中に3月まで矢印がとっておりまして、実はそこに完成という、本来は記入をすべきところが漏れておりましたので、いろいろなったのかと思います。すべて3月完成ということで今考えております。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 議案の形式ですが、そのことはあなたたちプロで、そういう様式に反していないと思います。ただ今後、それにおいてはやはり期日、前者も期日のことで発言がありました。期日を入れるに何か、入れてはまずい何かがあるのか。私は今後そういうものを提出したらどうですかということを質問しているんですから。わかります、4項目。私たちの記憶では入れるべきものだと。やはり期日は大事なものなんですよ、期日というのは。そういうことでもう一度、この内容について伺います。

それから、工期が3月で完成するんだという予定。当たり前なんです、これは。3月完成する予定。そして、どうしてもできなければ繰り越すんだと。ただ、最初から課長は繰り越しのことを前提にこういう説明を議会にしているということはちょっと変じゃないかなと。やはりそれらについては、余り質問を控えているんですから、最低限の質問をしているんですよ。いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議案としてどの辺まで案件に入れるかということなんですが、工事期間も含めるべきだということでございますが、いろいろ議案によりまして例えば工事場所等も1つの大きな重要な事項でございますし、例えば工事概要等も重要な事項でございます。そういたしますと、議案としてある一定のそういう国の示された以外でもいろんな重要な案件がございますので、それは私どもとしてもそういう国の指針に基づいて議案を提出させていただきたいという気持ちには変わりはありません。それ以外の部分につきましては、参考資料という形で今後ともそういう丁寧なご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理

解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した荒砥漁港の物揚場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部についてご説明を申し上げます。

工事名が荒砥漁港物揚場復旧工事でございます。工事場所は志津川字……。大変失礼しました。議案参考資料21ページをお開き願いたいと思います。

荒砥漁港につきましては、沈下量が85センチから93センチございますので、それをかさ上げるものでございます。物揚場2カ所ございますが、合わせまして282.5メートルになります。

制限つき一般競争入札で公告しておりましたところ、5者の入札参加がございまして、その

うち最低価格を入札されました株式会社遠藤組と契約を締結するものでございます。

工事期間につきましては3月25日ということで、年度内完成を目指しております。

22ページをお開きになっていただきたいと思っております。そこに荒砥漁港の平面図が載っております。これも上が陸域側で、下が海という形になります。赤く着色している部分が今回の工事箇所になります。字が小さくて申しわけないんですが、本来の物揚場が209メートルでございます。そして、東側に51.4メートル、西側に22.1メートルの取り付け護岸が施工いたします。

断面につきましては23ページ、先ほどご説明いたしました葦の浜と同じ考えで施工をしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。間もなく12時となりますが、全議案終了するまで延長したいと思いますので、ご協力をお願いします。

2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 簡単にお聞きしたいと思います。

今回は物揚場ということでございますが、この荒砥漁港の東側の隣接する船揚場かなと思うんですが、後で入札する場合もこの部分出てくるんだらうと思っておりますが、今のところ船揚場の考え方、復旧工事の考え方はどうなっているのか。

それから、物揚場の再利用という部分あるんですね、機材。係船柱、いわゆるダビットとか防舷材ですね。これ、年度が浅いものについては使えるんだらうとは思いますが、大分古くなった漁港のものを掘り起こして、そしてまたそれを使うというようなことは強度の問題、あるいは工事費の問題でどうなっているのか。その辺もし、この際新しいものを使ったほうが安全ではないのかなと思うんですが、どうですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 査定のほうはすべての施設について国のほうから査定を受けておまして、施工をできる状況にはございます。ただ、船揚場と今後必要ない部分も各漁港においてはあると聞いておりますので、その復旧方法については各地域とご相談して復旧すべきところ、それからそのまま残すところについては区別をさせていただきたいと考えております。

それから、使えるものということでございますが、基本的には外見的には問題なくても、かなりの力がかかっておりますので、後々強度的に問題あるというふうに考えております。極

力新しいものには取りかえたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ安全の面でそうしてください。

それから、この船揚場の防舷のことなんですが、ここの災害危険区域設定についてもずっとこの奥まで設定案なっているんですよ。やはりこれからこの防潮堤との兼ね合い等々も出てくるのかなと思いますが、この辺で奥へ行かないように、背後のほう、きちんととめておく必要があるのではないのかなと考えているんです。ですから、それは船揚場の工事発注のときにまた再度考え方をお聞きしたいと思いますので、いろいろと検討していただきたいなと。時間もありませんので、これで終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時00分 閉会